

育児中の保護者の負担軽減及び受益者負担の適正化と公平性の確保を図るため、公立放課後児童クラブの入所要件を変更します。
また、小学校統合に伴い2クラブを廃止します。
(令和8年9月定例会に「郡山市放課後児童クラブ条例」の一部改正議案を提出)

1 概要

(1) 育児休業中等における児童クラブの利用の許可	(2) 滞納者に対する入所制限の拡大	(3) 2施設の廃止
保護者が育児休業中等である児童が児童クラブを利用できるようにする。	正当な理由なく使用料を滞納している世帯に対し、次年度の入所を許可しないことができるようにする。	御館小児童クラブ及び宮城小児童クラブを廃止する。

2 目的・背景

子育て世帯の実態に即した支援	受益者負担の適正化と公平性の確保	児童クラブの適正配置
これまでは育児休業中等は退所としていたが「育休中も復帰前提であれば継続利用は可能」とする国の見解（令和8年6月こども家庭庁通知）に基づき、育児中の保護者の負担軽減を図るとともに、児童の生活環境の継続性を支援する。	3年間の累計で約814万円（滞納者実数417人）に上る使用料の滞納が発生していることから、期限内に納付している世帯との不公平感を解消する。	郡山市立御館小学校及び宮城小学校が廃校となり、郡山市立緑ヶ丘第一小学校と統合されることから、それに合わせ御館小及び宮城小児童クラブを廃止する。 なお、緑ヶ丘第一小児童クラブへの1教室増設を予定している。

3 適用日

令和8年10月1日から	令和9年度の入所申請から	令和9年4月1日から
-------------	--------------	------------